

2021年6月

# エンゲージメント方針

---



フラミンゴの雛の巣立ち。(出所:Anadolu Agency/Contributor, Getty Images)

# はじめに

本エンゲージメント方針は、フィデリティ・インターナショナルが保有する<sup>1</sup>上場株式ならびに債券に係るスチュワードシップ、ならびに株主としての活動の取組みを規定するものです。本方針は、EU指令 2017/828（以下「株主権利指令」）の要件およびその実施方法に従って作成しています。

フィデリティ・インターナショナル（以下、「フィデリティ」）は、独立系資産運用会社で、米国以外の各地域において商品およびサービスを提供しています。

フィデリティは独立系運用会社として、グローバルな投資をはじめ、さまざまな金融サービスを展開しています。

フィデリティが特定の資産に関してその運用を再委託する場合、本方針は当該資産には適用されません。再委託先は通常、スチュワードシップならびに責任投資に関する独自の方針を有しています。

## 背景

当社は、独立系の資産運用会社としてグローバルな投資や退職年金関連事業を展開しています。顧客は中央銀行、政府系ファンド、大企業、金融機関、保険会社、資産管理会社から個人と多岐にわたります。

資産運用ビジネスにおいては、顧客に代わり、フィデリティのファンドや一任勘定を通じて、すべての主要な資産クラスへ投資を行っており、総合的な投資ソリューションやポートフォリオを提供しています。その他、各国で金融ソリューション設計のアドバイザーサービスや運用受託サービスに加え、職域金融サービスとして年金関連のガイダンスや管理サービス、またアドバイザーや個人向けにさまざまな金融商品やサービスツールなどの提供を行っています。

フィデリティは1946年にEdward C. Johnson IIが創業したフィデリティ・インベスメンツ（FMR）の国際投資部門として、1969年に設立されました。その後、1980年にFMRから独立し、現在は、経営陣と創業者のJohnson家が所有しています。当社は、FMRから完全に独立しているため、投資ならびにスチュワードシップに係る活動についても独立した機能を有しています。また、利益相反回避の観点から、FMRとの間で情報を遮断しています。一方で、顧客の利益に資する場合は、商業的な観点から両社で協働することがあります。

本エンゲージメント方針はフィデリティの資産運用ビジネスに適用されるものです。

1. 非上場アセットクラス等に係る取組みは、不動産サステナビリティ方針などにおいて別途定めています。

## スチュワードシップ活動 および監督

議決権行使やエンゲージメントを含む当社のスチュワードシップ活動は、サステナブル・インベスティングチーム（以下SIチーム）が主導的な役割を果たしており、サステナビリティやスチュワードシップの専門家を擁し、さまざまな対象分野に対応しています。SIチームは、運用の一翼を担い、アナリストやポートフォリオ・マネージャーから成るグローバル・チームに対して投資先企業のモニタリングや分析、エンゲージメントを通じてサポートを提供します。

アナリストは、投資先企業に対して財務とサステナビリティの観点から投資視点を打ち出します。通常、アナリストが情報収集や調査を目的とした企業とのミーティングを主導し、SIチームは、適宜、テーマに応じてサポートを行います。一方、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関するテーマ、またはガバナンスに着目したエンゲージメント（例えば、議決権行使など）では、SIチームが主導し、必要に応じてアナリストが支援を行います。

ポートフォリオ・マネージャーは重要なエンゲージメント（例えば、サステナビリティに着目した特定の投資戦略に係るものなど）に参加することが多く、時にはそうしたエンゲージメントで主導的な役割を果たすこともあります。また、運用部には特定のスチュワードシップ活動を支援するメンバーもいます。例えば、資本市場チームは新規株式公開（IPO）や株式売出で運用チームを支援します。また日本では、企業と目的を持った対話を行う際、エンゲージメントチームが運用チームと協業します。

サステナブル・インベスティング・オペレーティング・コミッティー（SIOC）はスチュワードシップ方針および活動の監督を担っています。また、SIOCは、フィデリティ全体のサステナブル・インベスティングに係る活動の監督責任を果たします。具体的には、全体の方向性、方針策定、対外的役割、運用商品、事業成長、インベストメント・インテグレーション、投資不適格指定リスト、日常業務の遂行などです。さらにSIOCは、投資先企業の株主として、エンゲージメント活動および議決権行使といった株主としての役割を果たすとともに、その監督の責任を負う他、利益相反の監視も行っています。

## 投資戦略におけるエンゲージメントのインテグレーション

当社は既存の投資先企業および投資候補先企業の経営陣と継続的に対話を行い、議決権行使を適切に行う中で、ポートフォリオの意思決定を通じてアクティブな投資スタイルを追求しています。

投資のライフサイクルを通じて、ポートフォリオ・マネージャー、アナリスト、SIチーム、およびその他の運用部門のメンバーがエンゲージメント活動を行っています。エンゲージメント活動の目的は、情報を収集し、企業活動のモニタリングを行うだけでなく、顧客の長期的な利益に資するような、企業の前向きな変革をもたらすことにあります。

株式におけるスチュワードシップ活動では、議決権行使がエンゲージメント・アプローチの重要な柱となっています。また、当社は定期的なモニタリングや調査活動の一環として、投資先企業と直接対話を行い、特定の事象や状況、サステナビリティに係る課題などについて議論を行います。こうしたエンゲージメントは企業と一対一の対話とは限らず、他の株主と協力して行うこともあります。また、必要に応じて他の方法（例えば、書簡を送るなど）で企業に直接働きかけを行うこともあります。

当社は直接対話を通じてエンゲージメントを行い、双方が合意した目標を達成することを目指しますが、必要に応じて、段階的にエンゲージメントのエスカレーションを図ります。重要な戦略事項や企業のイニシアチブ(例えば、IPOなど)に係るエンゲージメントについては、資本市場チームが運用部をサポートします。同チームとの間では情報を遮断しています。こうした体制により、当社は完全かつオープンな対話が可能となり、原則的には、すべての情報を受け入れることができます。

債券におけるスチュワードシップ活動は、主に投資の前段階の調査活動で活かされます。具体的には、配当支払いや満期償還時のキャッシュフロー創出力を判断するため、発行体のキャッシュフロー、レバレッジ、および事業戦略に関する評価などを行います。証券発行前にエンゲージメントを行うことで、提示されたコベナンツや発行の仕組みについて懸念を表明することができます。発行体がリファイナンスやロールオーバーを求めている場合もあり、初期投資後もポートフォリオ・マネージャーやアナリストは(特にフィデリティが主要な投資家である場合)、再発行まで発行体と継続的にエンゲージメント活動を行います。

## 投資先企業のモニタリング

アナリストは企業とのコミュニケーションで中心的な役割を果たし、投資先に関して、幅広い定量的・定性的分析を行います。ポートフォリオ・マネージャーとアナリストは、少なくとも年に2回、投資先企業と正式なミーティングを行います。こうしたミーティングでは、長期的な投資テーマを確認する他、さまざまな議題についても議論を行います。具体的には、財務内容や戦略に加え、コーポレートガバナンス、資本構成、事業の持続可能性、経営陣の意欲、環境・社会的要因など幅広いテーマが議題に上ります。

アナリストは、また、工場や店舗など実際の現場を訪問するなど、さらに詳細な調査を行い、企業とのミーティングを補完します。この他、アナリストはバリューチェーン全体における幅広い業界の専門家とも議論し、知見を深めます。その対象は顧客、サプライヤー、競合企業、外部の業界専門家、セルサイドのアナリスト、株主など多岐にわたり、直接・間接問わずあらゆるネットワークを介して、情報収集を行います。

アナリストは企業の調査分析の大部分を担いますが、保有規模がより大きい場合には、シニアレベルのインベストメント・プロフェッショナルがより詳細なデュー・ディリジェンス報告書を作成するなどしてサポートします。また、外部機関に対して、定期的にカスタムリサーチを依頼しています。

**アナリストは企業との  
コミュニケーションで  
中心的な役割を果たし、  
投資先に関して幅広い定量的・  
定性的分析を行います。**

当社は投資先企業についてより知見を深めることで、企業に対して戦略実行の責任を求めることができるようになることを考えます。当社は、週次、月次、あるいは四半期毎に数多くのレビューを実施し、投資先企業に関する知識を蓄積するだけでなく、注目すべき機会や問題を特定します。また、投資先企業に何らかの懸念事項がある場合や事業をより大局的に捉える必要がある場合などは、会長や独立取締役面に面談を求めることも多くあります。

こうした面談には、ほぼ必ずポートフォリオ・マネージャーを中心に、アナリスト、SIチームも参加し、ESG問題に着目した議論を行います。戦略の見直しや取締役会が適切に運営されているか、といった点も重要です。また、取締役会の実効性やサクセッションプラン(後継者計画)などについても話し合われます。面談は一度限りの場合もありますが、問題が十分に解決されるまでは定期的に面談を行います。監査およびリスク関連事項については、監査委員会の委員長に面談を求めることもあります。

フィデリティは  
ESG基準に基づいて  
投資ユニバースからの  
除外を検討します。

債券アナリストは企業の事業やその見通し、信用力を調査分析します。一方、クレジット・アナリストは発行体とエンゲージメントを行い、特定の投資事案やESGに関して当社の懸念を伝えます。

## ESG課題のインテグレーション

株式ならびに債券においては、基本的に、アナリストによる調査分析の段階でESG要素を組み込んでいます。当社では、独自のサステナビリティ・レーティングを付与しています。レーティングは各業界固有のKPI(主要業績評価指標)に基づいており、企業のESGリスクと機会に関するフォワード・ルッキングかつ総合的な評価を行っています。また、ポートフォリオ・マネージャーも投資判断の際にESG要因の影響を分析します。

当社は以下のようなアプローチを通して投資分析にESG要因を組み込んでいます。

詳細な調査



企業とのエンゲージメント



アクティブ・オーナーシップ



業界内における協働



当社はESG基準に基づいて投資ユニバースから除外することも検討します。また、ESG課題については基本的に原則主義(プリンシプル・ベース・アプローチ)を採用しており、不適切と判断した企業を投資不適格リストに適用します。企業が投資不適格であるか否かを判断をする際、国際条約、とりわけ「クラスター爆弾に関する条約」、「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」、国連のガイダンス、ESG原則を支持する世界銀行および他のグローバルな規制等を参考にしています。フィデリティの運用ファンドはすべて当社の投資不適格指定リスト(クラスター弾や対人地雷を含む)の適用対象となります。

さらに、当社は2019年にサステナブルファンドシリーズを立ち上げました。このなかには優れたサステナビリティ特性を持つ企業を選び出し、長期的なリターンを目指すといった投資戦略などがあります。

そしてサステナブルファンドシリーズは更に追加の要件が求められます。エンゲージメントを行ってきたものの、合意した目標やマイルストーンなどで一定の成果が得られず、ダイベストメントという決断をせざるを得ない場合もあります。

個別ポートフォリオに関しては運用本部長等による詳細なレビューが四半期毎に行なわれます。リスク・プロフィールやボラティリティ、パフォーマンス、ポジショニング、個別銘柄の組入状況など、ファンドのあらゆる側面について検討を加えます。四半期ファンドレビューの一部として、ファンドのESGの側面に関しては、自社のサステナビリティ・レーティングや第三者によるESG評価に加え、炭素データなどもレビューの対象となります。このように、ポートフォリオ・マネージャーは投資判断の過程でサステナブル・インベスティングをどのような組み入れているのか、その説明責任が求められます。

## 投資先企業との対話

当社は投資先企業の経営陣との対話を継続的に行います。こうしたエンゲージメントに加えて、以下のような機会を捉え、適宜エンゲージメントを行います。

- 議論の分かれる出来事や不適切な事象(例えば、脆弱なガバナンスによるものなど)
- サステナビリティ・レーティングによる問題提起(例えば、サステナビリティ・リスクがある場合など)
- 当社のサステナブル関連の商品・投資戦略に組入れられている発行体である場合

- サステナブル・インベスティングチームが行うテーマ別エンゲージメント(例えば、サプライチェーン・マネジメントなどのサステナビリティに係る特定の問題)
- 公表前に特定のガバナンスや事象等について発行体側から要請があった場合(M&Aなど)
- 外部団体(例えば、Climate Action 100+)への参加を通じたエンゲージメント

当社はエンゲージメントの機会を捉えると、企業と建設的な対話を行います。そして、当社の信念と期待値を説明した上で、長期的な行動の変化を促すことが最善のアプローチだと考えます。

エンゲージメントのプロセスは明確で、透明性を確保しつつ進めています。具体的には最初に次のような事柄を設定します。

- 重点課題—改善を示すべきテーマ(例えば、気候変動など)
- 目標—エンゲージメントの結果として期待する成果(例えば、二酸化炭素排出量削減など)
- マイルストーン—合意した目標に向けた取組みを示すもの(例えば、炭素削減目標の設定など)
- 主要指標(KPI)—マイルストーンに対する測定可能なKPIの設定
- タイムライン—改善に向けた合理的な時間軸
- 進捗状況—進捗状況の確認時期(例えば、どの程度進捗しているかなど)

エンゲージメントは社内のプラットフォームで一元管理しています。アナリストやポートフォリオ・マネージャー、サステナブル・インベスティング・スペシャリストはこのプラットフォームにエンゲージメントの記録を資料として残し、運用チームはこれに全員アクセスすることができます。

このような透明性のある管理方法によって運用チームはセクター、テーマ、資産クラスの枠を越えて知見を深めることができます。

議決権行使の際、会社公表資料の他、  
議決権助言サービスや  
社内外の調査など  
あらゆる情報源を用いて、  
情報収集を行います。

当社は、対話を通じてエンゲージメントを行い、双方が合意した目標を達成することを目指しています。また必要に応じて、段階的にエンゲージメントのエスカレーションを図ります。適切であると判断した場合には、まず、他の主要株主が当社と同様の意見や懸念を持っているかを確認します。その後、当該企業の顧問や独立取締役と意見交換を行います。当社は、企業と合意を得て、機密を確保しつつ目標達成を目指したいと考えますが、企業と意見の隔たりが残る場合は、他の株主との協働を検討し、規制当局やより公的な形で意見を表明するなど、問題のエスカレーションを行います。また、企業との意見の相違が解消されない場合は、株主総会で取締役会に反対票を投じるか、あるいは、すべての投資家が対象の事案について賛否を投じる臨時株主総会を要求することもあります。当社は通常、業務執行に係る問題に介入することはありませんが、過去にエスカレーションしたものには、経営陣や取締役会の変更、戦略、資本構成、M&A、株主権の保護、役員報酬、その他ESG関連の問題などがあります。

## 議決権行使

フィデリティは独自の議決権行使ガイドラインを有しています。当社のガイドラインは、保有先企業が優れたコーポレートガバナンス基準を堅持することや株主権の保護といった目的を裏付けるものとなっています。また、持続可能かつ革新的であると同時に株主に対する説明責任を果たす企業を支援するという姿勢を示すものです。議決権行使ガイドラインの作成ならびに履行はSIチームが担います。

当社は議決権行使の際、あらゆる情報源を用いて情報収集を行います。具体的には、会社公表資料の他、議決権行使助言サービスや社内外の調査などです。また、投資先企業と協議を行うこともあります。

当社は通常、特定の決議に関して投票を行う前に、ポートフォリオ・マネージャーやアナリストと協議を行います。具体的には、M&Aや増資、債券発行、定款の重要な変更などの他、フィデリティの保有に重大な影響を及ぼす場合、経営陣に反対票を投じる場合などといったケースです。また、議決権行使においては投資先企業の状況や各地域の市場のベストプラクティスを考慮しています。当社の議決権行使方針およびアプローチは、適用するすべての法令に準拠しており、またポートフォリオのそれぞれの投資目的との整合性を確保しています。

当社の議決権行使の指図は、通常、議決権行使助言会社であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ (ISS) を通じて電子的に行われます。また、当社はISSならびにグラス・ルイスが提供するコーポレート・ガバナンスおよび議決権行使助言に関するサービスを利用しています。

当社は独自の議決権行使方針をISSに提供していますが、全ての議決権行使の最終意思決定は、必要に応じてポートフォリオ・マネージャーとの協議を経た後、常にフィデリティの議決権行使方針および議決権行使ガイドラインに沿って行われます。

当社は顧客の最善の利益となるよう、基本的には、議決権行使に際し、同一議案については賛否を分けず(個別ファンドの目的や利益に反しない限り)、統一した行使を行います。各ポートフォリオ・マネージャーの間で特定の決議について意見が異なる場合やポートフォリオ・マネージャーとSIチームとの間で意見の相違がある場合は、SIOCが最終的な意思決定を行うエスカレーション・プロセスを策定しています。また、とりわけ重要な議決権行使(例えば、レピュテーション上の理由など)についてもSIOCに報告を行い、審査が行われ、承認を得るプロセスを整えています。

当社は、議決権行使において規制上の義務がある場合や議決権行使による便益が費用を上回る場合は、全ての議決権を行使します。また、議決権行使に当たり、当該株式の売買が不能となる(「シェアブロッキング」)場合や議決権行使に煩雑な要件が課される場合、ファンドで保有する議決権の一部または全部を行使しないことを検討する場合があります。さらに、顧客から特別な指示がない限り、フィデリティのファンドに関して議決権を行使することはありません。

当社は議案別議決権行使の結果を四半期毎に当社ホームページ上に開示しています。当社では、議決権行使状況に関する四半期報告のほか、ガバナンスとエンゲージメントに関するより詳細な年次報告書を機関投資家顧客向けに作成しています。

当社では、第三者を通じて極めて限定的に貸株業務を行っています。通常の議決権行使のために貸株の返還を請求することはありませんが、

顧客の利益に資すると判断する場合には返還請求を行います。具体的には、経済的あるいは戦略的に極めて重要な議案、議論が分かれ賛否が拮抗する可能性のある議案、当社が会社提案に反対する議案、タイムリーに判断するための十分な情報が提供されない議案への行使を行うケースなどが含まれます。なお、議決権を増加させるために株を借りることはありません。

## 他の株主および投資先企業の ステークホルダーとの コミュニケーション

投資先企業をより望ましい方向へと導くにあたり、当社は幅広い投資家や企業のステークホルダーと緊密に連携します。

ClimateAction 100+といった外部団体等を通じてエンゲージメントに関与し、集团的エンゲージメントのイニシアティブや機会を積極的に検討します。集团的エンゲージメントへの参加を検討するにあたり、状況や参加者の特性、投資規模、成果に対する集团的アプローチの有用性などを考慮します。当社は、ガバナンスやその他、バリュエーションや問題となっている事業のパフォーマンスなど含めて課題を特定します。

また、投資先企業に影響が及ぶ可能性のある事柄については各国の規制当局と定期的に協議を行います。直接的な対話やパブリック・コンサルテーションへの意見表明を行ったり、またはフォーラムなどへの関与を通じて議論に参加します。

当社は多数の外部ガバナンス関連組織に関与し、英国投資協会(IA)やテイクオーバー・アンド・マージャーズ・パネル(The Panel on Takeovers and Mergers)、英国産業連盟および国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(ICGN)などで要職についています。



また、国連責任投資原則（「UNPRI」）、英国スチュワードシップ・コード、日本版スチュワードシップ・コード、台湾の責任ある投資家のためのスチュワードシップ原則、香港の責任あるオーナーシップ原則に署名しています。

## スチュワードシップ活動に係る利益相反の管理

当社は利益相反に関する方針を策定しており、当社およびその子会社が実効的な組織・管理上の体制を堅持し、業務を遂行する上で、遵守すべき義務を規定しています。顧客の利益が害されることのないよう、利益相反のリスクを回避するあらゆる方策を規定しており、実際の利益相反のみならず、利益相反と認識される恐れのあるものについても適用されます。

受託者責任の観点から、受益者の利益に反する行動をしてはならないという忠実義務（利益相反防止義務）を負っており、当社と顧客との間はもちろん、顧客間の場合でも公平公正を保全する義務があります。また、法令遵守の観点からも顧客間の公平公正を担保する義務を負っています。当社は、利益相反を特定、記録、管理し、必要に応じて発生した利益相反または潜在的な利益相反を開示しており、利益相反に関する方針を整えています。

当社は想定される利益相反は、各ビジネス部門の責任者への定期的な面談や研修、内部での検証等様々な方法を通じて把握しています。また、利益相反に関する方針を効果的に実践するためのガバナンス体制を整えており、利益相反オーバーサイト・フォーラムを四半期毎に開催し、期中に発生した重大な利益相反問題について検証を実施しています。また、新たに特定される利益相反や利益相反に関する方針への違反、その他関連する法令諸規制等を議論します。重大な利益相反が確認された場合には、「利益相

反記録」を残し、発生した利益相反に関する事実が報告・解決・記録されます。すべての役職員は利益相反に関する方針、行動規範、および関連する社内規則を遵守する義務を負っており、顧客の利益がフィデリティならびに全ての役職員自身の利益より常に優先することを認識しています。

利益相反管理すべき事象は以下のようなものです。

### 1. 投資行動

フィデリティ傘下にある会社は、その自己資金を株式や債券に投資することがあります。その際に、当社が顧客の運用資金を投資している対象と同じ対象に投資する可能性があります。こうした場合、当該有価証券の売買、議決権行使、調査情報の活用などにおいて利益相反が発生する可能性があります。利益相反を回避するために、当社の自己資金運用は別法人として組織的に隔離され、かつ、情報が遮断されています。そのための方針やプロセスは、適切に施行され実行管理されています。当社が顧客向けに運用するファンドまたは口座において、顧客企業が発行した有価証券を保有する場合がありますが、常に当該ファンドまたは口座に対する忠実義務を果たす意思決定をしています

### 2. 約定結果の配分

当社では、信託財産の運用において、複数の信託財産にまたがる有価証券の売買の注文が同一条件（有価証券の種類および銘柄、売買の方向、取引の種類、並びに執行する価格（価格帯を含みます）が同一のものをいいます。）であるものについては、これら複数の注文を束ねる、いわゆる一括発注により発注します。これは同一銘柄の注文を一括発注することにより信託財産間の公平を図りつつ、効率的な売買発注に資するためです。

一括発注において発注数量が一部出来(総約定数量が総注文数量を下回る)となった場合、発注サイズによる比例配分方式により各信託財産への約定配分を行います。なお、運用を委託している信託財産については、委託先の配分方法に準じて配分されます。顧客資産間の公平性は、売買取引監督、コンプライアンス、内部統制・リスク管理の三重構造で検証されています。

### 3. 議決権行使

議決権行使に関する潜在的な利益相反については、SIチームがその管理に責任を持っています。ファンドの投資先企業の中に留意すべき企業が複数存在する場合、当社は常に当該ファンドの利益のために行動します。また、当社と利益相反が生じる可能性のある議決権行使に関しては、利用する主要な外部リサーチ提供者の推奨に従って議決権を行使するか、かかる推奨がない場合には議決権を行使しないこともあります。顧客からの特別な指示がない限り、フィデリティのファンドに関しての議決権を行使することはありません。議決権行使に関して利益相反が生じる可能性や議論を呼ぶ性質のものである場合、SIOCが最終的な判断を行う体制を整えています。

### 4. 資産クラス間における利害対立

当社のファンドが同一企業の株式と債券に投資する場合、常に当該ファンドの利益となるよう行動します。また、こうした企業に対するエンゲージメント活動を行う場合、債券と株式の間で利益相反が生じないと判断した場合には、株式及び債券部門の双方がエンゲージメントに参加します。また、議決権行使において、商業的性質や株主権(例えば、取締役選任や定款変更など)などのガバナンス関連については株式のポートフォリオ・マネージャーが助言を行います。

同様に、債券に関連する決議事項については、債券のポートフォリオ・マネージャーが助言を行います。また、SIチームが株式の保有者との間に利益相反が生じないと判断した場合には、債券のポートフォリオ・マネージャーが助言を行うこともあります。いずれの場合も、議決権行使の最終的な判断はエスカレーション・ポリシーに従って行われます。

### 5. フィデリティのステュワードシップ方針と顧客の方針との対立

顧客のステュワードシップ方針ならびに優先事項について、口座開設・取引開始前の段階で確認を行い、当社の方針と合致しているかの評価を行います。投資一任の分離口座については、要望に応じて顧客の議決権行使方針を適用することや、投資不適格指定の仕様を変更し適用することも可能です。

- ・ 当資料は、情報提供を目的としたものであり、ファンドの推奨(有価証券の勧誘)を目的としたものではありません。
- ・ 当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、その正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
- ・ 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- ・ 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き作成者に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

## フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会



DB21052802